

## 議員派遣について

### [本会議での取り扱い]

- 議員派遣一覧表（目的、場所、期間、派遣議員）を本会議席上に配付し、議決を行う。
- 質疑、討論は行わず、即決の扱いとする。
- 意見等があれば、運営委員会で表明することができる。

### 【参 考】

#### 地方自治法（第100条）

13 議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる。

#### 横浜市会会議規則（第117条）

市会において審査、調査その他必要により議員を派遣する場合は、市会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合又は閉会中にある場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。

2 前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。

## 議員派遣一覧表 (案)

目的	場所	期間	派遣議員
<p>議会においてこれまで、人口減少社会においても首都圏などの都市に人口が集中する、「都市の時代」についての議論を会派として深めてきた。</p> <p>おりしも、林市長は平成28年度の市政運営の基本方針の中で、世界の人口の半分以上が都市に暮らし、更なる人口集中が進むことに伴い複雑化する多様な課題に対し、取り組む責任があるとしている。また横浜市中期4か年計画は、平成29年度が最終年度であり、今後次期計画の策定に向けた検討も必要になる。</p> <p>日本最大の都市でもある横浜市が、今後更なる発展を実現するためには、国際競争力を高めながら、海外諸都市と連携し、多様化する社会課題の解決に取り組む必要がある。今回の視察では、ドイツとフィンランドの都市を訪れることで、横浜市の政策へのフィードバックを行いたい。</p> <p>ドイツにおいては、港湾地区の都市再生について、建築、文化、環境といった面から都市経営、都市政策について伺う。また創造都市の取り組み、環境先進都市としての温暖化対策に関する住宅を中心とした施策、文化施策を中心とした都市間交流の取り組み、都市経済について、等を調査する。</p> <p>フィンランドにおいては、国と自治体の教育委員会を訪問し、教育政策について、国全体と現場での取り組みを伺う。また、福祉国家でもあるので、高齢者のケア・居場所づくりについての取り組みや、精神疾患のある方々の社会復帰支援施策、公民連携による社会的弱者の救済について伺い、併せて地方自治体の現状と、分権や都市政策について伺う。</p>	<p>ハンブルク市、 ベルリン市 (ドイツ連邦共和国)</p> <p>ヘルシンキ市 (フィンランド共和国)</p>	<p>平成28年4月7日から 平成28年4月17日まで</p>	<p>有村 俊彦 伊藤 大貴 磯部 圭太 大岩 真善 藤崎 和浩 藤崎 浩太郎</p>
<p>(1) 2016年アンタルヤ国際園芸博覧会の開催状況を視察し、同博覧会を将来横浜で開催する可能性について検討する。</p> <p>(2) 国際園芸協会 (IPHA) 会長を訪問し、将来の「国際園芸博覧会」横浜開催について意見交換する。</p> <p>(3) オランダ国内で開催されている花の博覧会 (フロリアード) の開催跡地並びに開催予定地を訪問し、博覧会開催後の土地利用について考察する。</p> <p>(4) 園芸行政を積極的に推進するトルコ共和国並びにオランダ王国の公園施設を視察する。</p>	<p>アンタルヤ市、 イスタンブール市 (トルコ共和国)</p> <p>アムステルダム市 (オランダ王国)</p>	<p>平成28年4月30日から 平成28年5月7日まで</p>	<p>上野 盛郎 梶村 充 川口 広 草間 剛 佐藤 祐文 高橋 徳美 伏見 幸枝 藤代 哲夫</p>